

平成 26 年度 第 2 回競争契約監視委員会 議事概要

日時：平成 26 年 11 月 7 日(金) 9 時 30 分～12 時 00 分

場所：成田国際空港株式会社 東京事務所

出席：（委員） 日本大学法学部 藤村和夫教授 （委員長）
早稲田大学理工学術院 柴山知也教授 （委員長代理）
神奈川大学法学部 細田孝一教授
宇都宮大学大学院 藤原浩己教授

（NAA） 竹中執行役員（給油部長）、小澤執行役員（整備部長）、岡本調達部長、川上施設保全部長、松村法務コンプライアンス部長、松井調達部次長、施設保全部、調達部、法務コンプライアンス部

議事：

1. 開会の挨拶（松村法務コンプライアンス部長）

2. 契約状況等

法務コンプライアンス部及び調達部より、契約状況、随意契約理由及び取引停止措置について説明

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	随意契約は減らしていくべきだと考えているが、随意契約ではなく、一般競争や公募型に変えようとする仕組みがあるか。	競争契約を原則としており、随意契約にする場合には、個別に随意契約理由等を確認している。随意契約の相手先としては、連結子会社の他、メーカー等が多くなっている。
2	昨年までの傾向で、公募型の場合の平均落札率が上がっている一方で、一般競争の平均落札率は下がっている。	昨年度の 3 件の一般競争は合計 250 億円ほどの大型の建築であったが、落札率も高かった一方、今年度上半期は、一般競争が 1 件のみであり、その落札率が低かったものである。しかし、人件費、資材費の高騰等のため、トレンドとしては落札率が上昇傾向にある。
3	発注者よりも受注者が有利ということか。	現在の調達環境は、発注者にとって厳しい状況であると感じている。一例として、価格交渉担当者の意見として交渉の相手方の反応があっさりしている印象を受け、ぜひとも取りた

		いという意欲があまり感じられない。交渉相手としては、提示した金額で取れなければ無理はしないとしているように感じるとの話もある。
4	無効不調後の対応は、どのような方針で運用しているか。	<p>公募しても応募者がいない場合や応募者と価格交渉しても契約制限価格よりも金額が下がらない場合等には不調としている。</p> <p>その後は、基本的には再度競争に付す検討をすることになる。その際、条件を見直す必要があれば見直すことになる。しかし、再公募する時間的余裕がない等の場合には随意契約へ移行することになる。</p>

3. 総合評価方式について

調達部、整備部及び給油事業部より、以下2件の工事概要及び契約方式について説明

- 第4サテライト南側エプロン照明・灯火工事
- 千葉港頭新1号バース整備工事(土木)

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	安全衛生協議会の表彰の有無がポイントになっているが、表彰とはどのような制度か。	NAAが発注する6ヶ月以上工期のある工事に関し、無事故無災害の社、現場及び事業所に対し、その現場を監督したNAAの監督員の推薦を条件に、条件を満たした社を表彰する制度である。現場の意識を高め、安全衛生協議会が活発になることを目的として2年前から始まった制度である。

4. 低見積調査について

調達部、整備部、給油事業部より、以下2件の工事概要及び契約方式について説明

- NAA 第1・2ハンガー受変電設備更新基本・実施設計
- 千葉港頭新1号バース整備工事(土木)

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	低見積価格調査を行う目的は、低見積となった理由を知ることというよりも、成果物が得られる保証さえ得られればその目的は達成されたと考えているか。	<p>低見積価格調査の目的には2つある。</p> <p>1つは、弊社が発注をする業務内容を安い価格であっても、履行能力があるのか、あるいは途中で投げ出すようなことがないのかという視点で、調査をしている。もう1つは、その価格で契約をしたことによって、ほかに悪影響を及ぼす可能性がないか等を判断するためである。そ</p>

		の理由をもって契約を締結しないという場合も可能性としてはあるが、知り得た限りではそれを適用して契約を締結しなかったという例はない。
2	受注業者の下請け会社に対する抑えつけがおこる可能性があるが、そのような事態を把握する手段を持っているか。	特段情報が入るルートは持っていないが、匿名情報等が入ればその情報の確認等を行なうことになると思われる。
3	低見積調査を行う基準は以前から有しているか。有している場合、それは現在と同じ基準となっているか。	公団時代から、基本的には国が設定をしている低見積の基準に準拠して、基準を有している。また低見積の基準価格は現在の国の基準価格とは異なり、その前の基準額のまま据え置いている。

5. 無効及び不調案件について

調達部、施設保全部より、以下1件の工事概要及び契約方式について説明

■ 2PTB サテライト免税店舗区画拡張工事

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	公募が不調となったため随意契約としたが、これがまた不調となった場合には、公募に切り替えることはあるか。	不調後の随意契約がまた再度公募になることはないと考えています。
2	制限エリアの工事はすべて随意契約となるか。	すべてが随意契約というわけではない。本件工事は、空港の運用時間が終了後から翌日の運用開始までの限られた時間内の施工条件であったりするため、日常の維持修繕等と連携をとる必要があることから連結子会社と随意契約を行ったものである。
3	本件の不調のように、業者側の言い分を聞いて、発注した側が見積を見直して、かなり受注者側が有利になるシステムになってはいないだろうか。	今回の場合、当初当社での積算に計上漏れがあり誤っていたため、見積りを修正したものである。決して相手の言い分をそのまま受け入れた訳ではなく、過小な見積りを正したものである。

6. その他

調達部より、以下4件に関し説明

- 不調後の随意契約について(「調達事務細則」の一部改正)
- 保守費の価格交渉について
- 地域共生型における地元企業に対する配点について
- 地域共生型における『技術点』名称について(案)

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	<p>公募の不調後、随意契約に移行したものの、さらに不調となり、契約制限価格を下げた契約された価格が、当初公募し不調となった際の最低入札価格よりも上回ることはあるのか。</p>	<p>公募不調後に随意契約相手を選ばざるを得なくなったときのプロセスの段階で、仮に複数候補者がいる場合に、その中で従前の最低の価格を出した社が最も有利だということであればその社が随意契約の相手方となる。それ以外の高い価格の社が選ばれるということはプロセス上あり得ないと思う。</p>
2	<p>地域共生型について、どれだけ今後重視していくか、会社の方針はあるか。</p>	<p>地域共生型で少しでも地元の受注機会を増やしていこうと考えている。今後も、事例を重ねて効果がどれだけあったかを検証しつつ、必要であれば見直していきたい。</p>